## [事案 20-43]契約転換無効確認請求

- ・平成 20 年 10 月 20 日 裁定申立受理
- ・平成21年5月18日 和解成立

## <事案の概要>

契約転換をした際、転換に伴うデメリットの説明を受けなかったとして、元の契約に 戻してほしいと申立てがあったもの。

## < 申立人の主張 >

友人の営業職員の勧めで、平成3年に契約した定期付終身保険(終身保険1,000万円、定期保険特約1,500万円等、65歳保険料払込満了)を、同11年に定期付終身保険(終身保険500万、逓減定期保険特約4,500万円等、75歳保険料払込満了)に契約転換したが、その際、 終身保険部分が1,000万円から500万円に半減する、 保険料払込期間が65歳から75歳に延長する、 医療特約等の保険期間が80歳までが10年更新となり契約後10年で特約保険料が増額するなど、転換に伴う契約者にとってのデメリットについて説明がなかった。

転換時の取扱いについては、営業職員も説明不十分および転換後契約の内容についての理解不足を認めており、契約転換に伴うデメリットについて説明を受けていたら、転換などすることはなかった。転換契約を取り消して、転換前の契約に戻してほしい。 <保険会社の主張 >

契約転換については、転換前契約の更新によって保険料が高くなることを踏まえ、当面の保険料を極力安くして同程度の保障額を提供することを重視する考え方であり、販売方法として必ずしも不合理と言うことは出来ない。

また、申立人が主張するデメリットの中には、営業職員が適切に説明したと述べているものもあり、全てにおいて説明義務違反があったとは言えない。さらに、交付している申込書や保険証券、「ご契約のしおり・約款」によっても理解いただけるものとは言うものの、営業職員にもう少し申立人の立場に配慮した丁寧な説明があれば、より適切な取扱いになっていたと考えられ、営業職員にもやや配慮に欠けた部分もあったように思われる。申立人の気持ちも十分理解できることから、総合的に勘案し、和解案を提案したい。

## <裁定の概要>

裁定審査会では、申立人からの裁定申立てを受け、保険会社に対し答弁を求めたところ、上記のとおり保険会社から和解案を提示したい旨回答があり、その後和解案が提示された。申立人に対し同案を提示したところ、了承が得られたため、和解契約書の調印をもって円満に解決した。